

# 仙台白百合女子大学

## 研究倫理規程

### (目的)

第 1 条 この規程は、仙台白百合女子大学（以下 本学という）に所属する教職員及び学生（以下「教職員・学生」という）が、人間を直接対象とした調査・実験のうち、倫理上の問題が生じる恐れのある調査・実験及びその結果の公表(以下、研究という。研究には本学教職員・学生が中心になって実施する他研究機関等に所属する者との共同調査・実験も含む)を行う場合の基本原則と手続きを定め、もって研究対象者及びその関係者（以下「対象者等」という。）の人権を擁護するとともに、本学における研究の円滑な推進に資することを目的とする。

### (基本原則)

第 2 条 本学における研究は、以下の各号の原則に則って実施するものとする。

#### (1) 協力依頼対象者への情報提供と同意

調査・実験への協力について最終的に判断するのは、依頼された対象者である。調査・実験への協力を依頼する際には、その判断にあたり必要十分な情報（実施主体、目的、方法、結果報告の仕方など）を提供し、対象者の理解・同意を得た上で行うものとする。ただし、調査・実験の性格上、やむを得ず事後的にしか調査・実験の目的をすべて明らかにすることはできない場合もあり得る。その場合には必ず、事後的に、なぜ目的を明らかにできなかったのかを説明し、対象者の理解・了承を得るものとする。

#### (2) 対象者の負担・苦痛の回避

調査・実験の実施にあたっては、対象者に苦痛を与えたり不快な思いをさせてはならない。特に、セクシャル・ハラスメントや差別的な行為などが起こらないように細心の注意を払うものとする。ただし、調査・実験などの目的・性格によっては、やむを得ず多少の負担を対象者に感じさせる場合も考えられる。その場合、負担のレベルが日常生活の中で感じる苦痛のレベルに比べて低いものであるようにするとともに、負担が生じることについて、上記(1)の原則に従って相手の同意を得てから研究を実施するものとする。

#### (3) 個人情報の保護

調査・実験の対象者リスト、調査・実験によって得られた資料やデータは厳重に保管し、不要になった場合には復元不可能な形で廃棄し、また

調査・実験の結果の報告公表の際には、対象者の個人情報特定できないように慎重に行うものとする。ただし、対象者が論文・報告書などの中で積極的に自分自身の情報開示や自身が特定されることを望む場合には、対象者とよく協議して適切と思われる対応を取るものとする。

(4) 研究成果の公表と社会への還元

調査・実験研究によって得られた知見は、対象者に還元され、また広く社会的に共有されるべきものである。対象者にその知見の概要を報告するとともに、対象者の個人情報の保護のために必要な措置を講じた上で、出版物等による成果公表に努めるものとする。

(5) 所属する学会等の倫理規定等の遵守

人間に対する科学的実験に関するニュルンベルク綱領・ベルモント報告・ヘルシンキ宣言をはじめ、学会等で倫理綱領や倫理規定などが制定されており、会員にその遵守を求めていることが多い。所属学会等の倫理綱領・倫理規定等を確認し、それを遵守して調査・実験を行うものとする。

(研究費等の使用)

第 3 条 研究の実施にあたっては、研究費等の不正使用を避け、適切な管理と使用をしなければならない。

- 2 研究費の使用については、「仙台白百合女子大学公的研究費の取扱いに関する規程」、並びに「仙台白百合女子大学公的研究費に係る研究活動における不正防止に関する規程」を遵守するものとする。

(資料・情報・データ等の管理及び利用)

第 4 条 研究成果の再現ができるよう、研究の際に収集・生成した資料・情報・データ等の滅失・漏洩・改ざん等を防ぐために適切な措置を講じなければならない。

- 2 研究に際して収集・生成した資料・情報・データ等は一定期間保存・保管しなくてはならない。
- 3 保存・保管した研究データ等は必要な場合に開示しなくてはならない。
- 4 本学の研究データ等の保存・開示等については責任者を置き、学部長をもって充てる。

(研究成果の公表)

第 5 条 研究成果を広く社会に還元するために研究倫理に則り適切な方法によって公表しなければならない。

- 2 研究成果の公表に際しては、以下の各号に留意しなければならない。
  - (1) データや論拠の信頼性を確保する。

- (2)データのねつ造、改ざんを行わない。
- (3)他の研究者のアイデア、分析・解析手法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用してはならない。

(研究倫理委員会)

第 6 条 調査・実験における倫理的及び社会的諸問題の発生防止、問題発生時の対処について審議するために、教育・研究推進委員会の下に研究倫理委員会（以下「委員会」という）を置く。

- 2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。
  - (1)教職員・学生が企画する研究について、第 2 条各号の観点から、その実施の可否について実施申請書等に基づき審査を行う。
  - (2)調査・実験において倫理的及び社会的問題が発生した場合の対処方法を審議し、実施する。
  - (3)調査・実験における倫理を確立するための啓蒙活動を企画し、実施する。
- 3 委員会の構成及び任期は、次のとおりとする。
  - (1)委員会は委員長、副委員長、委員若干名で構成する。委員長は学長が務め、副委員長は学部長が務めるものとする。委員は学長が指名する本学教職員若干名とする。なお、委員会が必要と認める場合には、学外委員を委嘱することができる。
  - (2)副委員長は委員長の職務を代行することができる。
  - (3)委員の任期は 2 年とする。ただし再任を妨げない。

(調査・実験の実施申請及び審査手続)

第 7 条 教職員・学生が研究を実施する場合には、実施責任者（学生の場合にあつては指導教員）は所定の研究実施申請書(別紙様式 1-1 調査・実験実施申請書または別紙様式 1-2 公表実施申請書)を委員長に提出して委員会の審査を受け、あらかじめ実施許可を得ておかなければならない。なお、委員会は必要に応じて申請者に対するヒアリングを実施することができる。

- 2 委員長は、実施申請書を受理したときは、委員会に審査を諮問するものとする。ただし、第 6 項 特例措置に定める場合においては、この限りでない。
- 3 委員会は、第 2 条 基本原則に掲げる事項に留意して審査し、判定を行うものとする。
- 4 委員が当該研究に関係する者である場合は、当該研究に関する議事に加わることはできない。
- 5 審査の判定区分は、次に定めるとおりとする。

- ① 承認
  - ② 条件付承認
  - ③ 不承認
  - ④ 非該当
- 6 特例措置
- 委員長は、当該審査が緊急を要しかつ審査事例に基づいて審査結果が明確に推定できるものについては、副委員長と協議の上、委員会の審査を経ずに判定することができる。ただし、事後速やかに、委員会に報告するものとする。
- 7 実施が許可された調査・実験については、委員会は申請者からの請求に応じて「実施許可証明書」(別紙様式2)を発行する。
- 8 教員あるいは研究室の責任で授業の一環として行う調査・実験、及び本学・各学科・委員会等が業務として行う調査に関しては、原則として申請の対象としない。

(問題への対処)

- 第 8 条 調査・実験において、事故、倫理的及び社会的問題、対象者からの苦情等が発生した場合には、調査・実験実施者は、すみやかにその内容を委員会に報告しなければならない。委員会はその対処法を審議し、実施にあたるものとする。

(その他)

- 第 9 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

(規程の改廃)

- 第 10 条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が決定する。

附 則

- 1 この規程は、2010年6月23日から施行し、施行日以後行われる研究から適用する。
- 2 この規程施行後、最初に選出される委員の任期は、第6条第3項(3)の規定にかかわらず、2011年3月31日までとする。
- 3 2015年 4月 1日 一部改正
- 2017年 4月 1日 一部改正
- 2018年 7月18日 一部改正

(別紙様式 1-1)

研究実施申請書

年 月 日

研究倫理委員会委員長殿

私は下記の研究を実施したいので、貴委員会による審査を申請します。

研究実施責任者

氏名

所属学科

研究課題名 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

研究実施者 \_\_\_\_\_ 他 名 \_\_\_\_\_  
( \_\_\_\_\_ )

\* ( ) 内には研究実施責任者以外の氏名・所属を記入すること。

研究対象者

研究計画の概要

研究実施の上での倫理への配慮状況（各項目に配慮状況を記入すること）

(1) 協力依頼対象者への情報提供と同意

(2) 対象者の負担・苦痛の回避

(3) 個人情報の保護

(4) 研究結果の公表(予定)

(5) 所属する学会等の倫理規定等の遵守

(別紙様式 1-2)

## 研究実施申請書

年 月 日

研究倫理委員会委員長

私は下記の研究を出版公表したいので、貴委員会による審査を申請します。

研究実施責任者

氏名

所属学科

研究課題名または出版テーマ

執筆者 (第1執筆者) 他 名  
( )

\* ( ) 内には第1執筆者以外の執筆者を記入すること

出版形態  著書  論文  その他 ( )

出版社等

出版刊行物の概要

研究実施の上での倫理への配慮状況（特に1. 個人情報の保護、2. 所属学会等の倫理規程の遵守について、記入してください。）

1. 個人情報の保護；
2. 所属する学会等の倫理規定等の遵守；

(別紙様式 2)

## 実施許可証明書

研究実施責任者

殿

貴殿を研究実施責任者として実施される下記の(調査・実験、出版・公表)は、本学の研究倫理委員会において、研究倫理原則を満たしていると判断されましたので、実施を許可します。

年 月 日

研究倫理委員会

委員長 仙台白百合女子大学学長

研究課題名(出版テーマ)